

大阪府社会的養護体制整備計画（第二次計画）の達成状況等について

<① 数値目標>

第二次計画の数値目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		平成 30 年度末実績
項目	目標 (平成 31 年度末)	
里親・ファミリーホーム	里親委託率：16%	11.6%
	里親等委託児童数：236人	161人
	養育里親数：206 家庭	157 家庭
	専門里親家庭：16 家庭	5 家庭
	ファミリーホーム：13 か所	12 か所
乳児院	乳児院における施設内小規模グループケア：11 か所	10 か所
児童養護施設	児童養護施設における施設内小規模グループケア：56 か所	59 か所
	グループホーム：38 か所	34 か所

【評価（里親・ファミリーホームについて）】

- ・里親登録数や委託児童数、里親委託率については、養育里親の愛称公募や短期間乳幼児を預かり育てる養育里親の募集など、里親登録を増やすための取組みの結果、第二次計画策定時（平成 26 年度末）から着実に上昇しているものの、目標達成は困難な見込み。
- ・里親委託率を上昇させるためには、「里親登録数の拡大」「里親の専門性の向上」「里親と里子のマッチングの促進」を総合的に推進することが不可欠であり、さらに不調を防止し、里親子の継続的で安定した関係の構築を目指して、今後は「里親家庭の支援体制の充実」がより一層重要になる。
- ・現在、これらを包括的に支援するフォスタリング機関の整備に向け、あと 2 か所の子ども家庭センター管内に A 型フォスタリング機関を整備するための調整と、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員（B 型フォスタリング機関）の活動が進められているところであるが、A 型と B 型の役割分担を早急に整理するとともに、里親支援の知識やスキル、ノウハウを子ども家庭センターから確実に伝え、各フォスタリング機関の取組みを強化していくことが喫緊の課題。
- ・今後は、広報活動やシンポジウム等により里親への理解を深める共に、これらフォスタリング機関と行政が連携した取組みをより一層進めていく必要がある。

【評価（乳児院・児童養護施設について）】

- ・乳児院及び児童養護施設については、目標の達成に向け、着実に小規模化かつ地域分散化が進んでおり、「できる限り良好な家庭的な養育環境」を実現するための取組みが進んでいる。
- ・一方で、虐待の経験や何らかの障がい等を有するなど専門的なケアニーズの高い子どもの増加や、小規模化かつ地域分散化を進めることによる施設職員の負担の増大、人材不足や夜間体制を確保することの困難さなど、小規模かつ地域分散化を進める上での課題が表出している。
- ・また、今後は、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた、高機能化、多機能化・機能転換を検討する上で、里親支援においても重要な役割が期待されていることから、引き続き、行政と施設が一体となって、子どもにとって適切な養育環境の実現を進める必要がある。

<② 施設等種別ごとの取組目標と具体的取組み>

【次期計画への方針】

「○」・・・取組みを継続または内容を変更して継続

(平成31年度時点で取組み内容が変更されているものも含む)

「×」・・・取組みを終了(取組みが完了したもの、取組みの必要性がなくなったものも含む)

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
里親・ファミリーホーム	里親等委託を推進するための、より一層の里親等支援の充実	里親制度の広報啓発、里親等の開拓、里親等支援の充実等に関する行動計画の策定	○
		子ども家庭センター、里親支援機関、里親会、社会的養護関係施設等の役割の明確化と、重層的な里親支援体制の確立	○
		里親制度に関する広報啓発	○
		養育里親に関心の高い層の分析と、きめ細やかな開拓活動	○
		経験豊富な養育里親経験者に対する専門里親に向けた研修等の実施	○
		ファミリーホームの情報交換や相互支援、連携強化等を目的としたファミリーホーム連絡会(仮称)の設立支援	○

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
乳児院	医療・療育を要する子どもの入所に対応するための専門的養育の実施に向けた支援	被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要な子どもや、保護者などへの支援の充実を目的とした、心理的ケアについての事例集の作成及び活用の促進	○
	発達や親子関係についてのアセスメントの継続と、家庭復帰に向けた支援方策の拡充	虐待等を理由として乳児院に入所している子どもと保護者に対する親子支援プログラムの実施	○

		虐待予防や養育困難な保護者への支援を目的とした一時保護や入所期間中のプレイルーム等を活用した育児方法の獲得支援	○
	実家庭への復帰が困難な場合の里親等委託の推進	入所中の子どもの里親等委託を推進するための子ども家庭センターと乳児院との連携強化	○
		乳児院が里親の新規開拓や里親・ファミリーホームからの養育相談支援、レスパイト支援等に取り組めるよう支援	○
	乳児院、医療機関、子ども家庭センター等関係機関の緊密な連携のもと乳幼児の一時保護機能の強化	一時保護機能を担っている乳児院と、保護者、関係機関との連携強化	○

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
児童養護施設		心理的ケアについての事例集の作成など専門的ケアの充実	○
	専門的ケアの充実を図るための体制の充実	心理療法担当職員の全施設配置と医療的ケアが必要な子どもがいる施設への看護師の配置	○
		家族再統合に向けたアドミッションケアからアフターケアまでの一貫した活動の支援	○
		里親支援専門相談員の役割の明確化	里親支援専門相談員の役割の明確化
	入所中の子どもの里親等委託の推進	児童養護施設が、里親の新規開拓や里親・ファミリーホームからの養育相談支援、レスパイト支援等に取り組めるよう支援	○
	入所児童の学習習慣の定着	学習支援員の配置	○

第二次計画の取組目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標 (平成 31 年度末)		
情緒障がい児短期 治療施設	支援が必要な児童数の把握と長期 入所児童や義務教育終了後の年長 児童へのケア・自立支援のあり方 の整理	支援が必要な児童数の推移を見守りな がら、児童養護施設からの転換の促し 等、定員確保の取組みの推進	○
		長期入所児童や義務教育終了後の年長 児童へのケアや自立支援のあり方を整 理するとともに、児童自立支援施設や 児童養護施設等との連携について検討	○
	総合的な心理治療や支援を行う施 設としての地域支援の充実	地域で心理的ケアを必要としている子 どものニーズを把握するとともに、通 所機能の役割についての検討	○
		学習支援員の配置	○

第二次計画の取組目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標 (平成 31 年度末)		
児童自立支 援施設 (府 立修徳学 院)	小舎夫婦制を基本とした家庭的な 養育環境の中で、非行行動に加え 様々な背景やニーズのある子ども への個別効果的な指導を実施	小舎において多様な配慮や個別支援の 必要な子どもが集団生活しており、1 寮規模を 10 人程度とし、120 人程 度の子どもについて、効果的な指導・支 援を実施	○
		子どもの施設入所にあたっては、観 察・個別指導機能により、新入児童の 特性に応じた個別の生活指導を行うと ともにアセスメントを実施	○
		衝動性や感情のコントロールが難し く、集団指導が困難となった子どもに 対しては、クールダウンや個別専門的 ケア・指導を実施	○
		夫婦制という家庭機能と、小・中学校 教育における習熟度別少人数教育とが 連動した運営を行い、子どもの抱える 個々の複雑な背景に対応	○
	子ども家庭センターと協働した家 族再統合支援	子どもの心理的ケアを含めた個別援助 に加え、子ども家庭センターと協働し て、性暴力治療教育プログラムや家族 再統合支援を実施	○

	アフターケア活動の実施	在院中のリービングケアを実施するとともに、退院後のアフターケアについて、退院半年後及び3年後のアフターケア活動を実施し、子どもへの支援策を随時見直し	○
	今後のあり方の検討	子どもライフサポートセンターとともに府民ニーズに応じた役割を果たす施設として今後のあり方を検討	○

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画方針
項目	目標(平成31年度末)		
児童自立支援施設(府立子どもライフサポートセンター)	一人ひとりの能力や特性、ニーズに応じた自立支援の実施	安定した生活リズムを取れるよう支援するとともに、個々の子どもの支援ニーズに応じた個別メニューを組み、生活習慣の獲得を支援	○
		社会生活への準備支援として、施設内での生活において、学習・就労への支援の場と、日常生活に対する支援の場を分けることにより、就労や復学・進学後も良好に継続できることをめざしたプログラムを実施	○
		自分自身の課題や、親子関係の課題を整理し、解決を図るため、心理職をはじめ多職種が連携することにより、自尊感情を高め、社会生活スキルの獲得に向けた支援を実施	○
		退所後も個々の子どもの課題について必要な支援を受けられるよう、問題点の整理の仕方や、相談窓口の紹介、適切な援助の求め方などを伝えることで、自立生活を安定して維持できるための訓練を実施	○
	関係機関や市町村と協働しながら、支援ノウハウの提供を含めた連携強化の推進	支援内容の更なる充実を目的とした、資格取得・就労実習などの自立支援策の拡充、地域の関係団体との連携強化への取組み	○
	今後のあり方の検討	修徳学院とともに府民ニーズに応じた役割を果たす施設として今後のあり方を検討	×

	通所については、市町村や地域の民間支援機関等による支援体制の状況を踏まえ、連携・協働のうえ、施設のあり方を検討	×
--	---	---

第二次計画の取組目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標 (平成 31 年度末)		
母子生活支援施設	施設機能の向上や関係機関との連携強化	生活の場面において、母と子どもの双方に支援ができるという特性を活かし、保護と自立支援の機能強化を目的として、施設職員の研修への参加や職員の育成・指導体制の確保による資質の向上、心理療法担当職員等の配置により支援機能を充実	○
		入所前から退所後までの福祉事務所と子ども家庭センター・女性相談センター等の関係機関の連携を強化	○
		学習支援員の配置	○

第二次計画の取組目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標 (平成 31 年度末)		
一時保護	複雑・多様化する要保護児童の行動観察機能、アセスメント機能の強化	一時保護所での、行動観察機能、医学的・心理学的アセスメント機能の強化	○
		観察会議等を通じたアセスメント結果の子ども家庭センターとの共有と連携強化	○
	学習支援機能の強化	保護期間中の教育保障を図るため、一時保護所における学習支援プログラムの実施	○
		委託一時保護においても一時保護所に相当する学習支援が可能となるよう国への要望と学習支援の充実を推進	○

	一時保護の状況を踏まえた受け入れ態勢の充実	一時保護所の入所状況及び委託一時保護の状況を分析し、必要に応じて、一時保護所等の受け入れ態勢について検討	○
--	-----------------------	--	---

第二次計画の取組目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標 (平成 31 年度末)		
児童家庭支援センター	児童虐待の早期予防、早期援助のための取組みの実施	24 時間 365 日、地域に密着した専門性の高い相談対応の実施	○
		地域において、効果的な予防・治療プログラムを活用した保護者支援の実施や親子が安心して交流できる場を提供するなど、市町村と連携し、児童虐待の予防に資する事業を実施	○

<③ 社会的養護に共通する機能の強化に関する取組目標と具体的取組み>

【次期計画への方針】

「○」・・・取組みを継続または内容を変更して継続

(平成31年度時点で取組み内容が変更されているものも含む)

「×」・・・取組みを終了(取組みが完了したもの、取組みの必要性がなくなったものも含む)

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
人材確保と 施設職員の 専門性の向 上	必要な知識・技術を有する児童指 導員や保育士の確保に向けた支援	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会等 と連携し、社会的養護への理解と関心 を高め、将来の専門人材の確保を図る ための福祉職員養成講座を充実	○
		施設でのトライアル雇用等を通じて雇 用のミスマッチの解消に取り組む「児 童養護施設等実習生受入・就職促進事 業」を実施	○
		就職説明会の開催等を通じて、新卒者 等の若い世代の就職や、出産・子育て により退職した女性など、経験豊かな 地域の人材が幅広く活躍できるよう、 「子育て支援員/社会的養護コース (仮称)」を創設し、新たな担い手と なる人材の確保等を検討	○
	施設における自立支援計画等の作 成・進行管理、職員の指導等を行 う基幹的職員(スーパーバイザー) の養成	大阪府社会福祉協議会に設置されてい る大阪社会福祉研修センターと連携 し、新たな課題等に対応できる基幹的 職員研修をはじめ、施設職員の定着支 援・モチベーションの向上のためのキ ャリアパスの設定やスキルアップ研修 等を継続して実施	○

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
専門的ケア の充実	虐待を受けた経験のある子ども、 障がいのある子どもなどに対する 専門的ケアの充実	心理療法担当職員を全施設配置すると ともに、医療的ケアが必要な子ども のいる施設には看護師を配置	○
		心理的ケアについての事例集の作成や 活用促進など専門的ケアの充実	○
		施設入所児童や里親委託児童等に対す る、中央子ども家庭センター「こころ ケア」によるトラウマ治療を中心とし た回復支援	○
	家族、子ども家庭センター、施設、 里親等の協働による家族再統合に 向けた取り組み	子ども家庭センターにおいて、施設・ 里親等と連携・協力して、家族再統合 支援を実施	○
		家庭支援専門相談員等との協働を進 め、家族関係や問題のアセスメント力 の強化を図り、子どもやその家族とも 目標を共有しながら、効果的な支援を 実施	○

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
自立支援の 充実	施設入所児童の高校進学率の全国 平均と同等の維持と、大学等進学 率の向上	学習習慣の定着を目指した小学生段階 からの支援	○
	幅広い職業選択が図れるよう就労 を目指す子どもの職業観・勤労観 の育成	施設入所中の子どもが、自立に向けた 職業についての具体的なイメージを持 ち、職業観・勤労観を現実のものとし るため、中学生・高校生を対象とした 「施設退所児童等に対する児童自立生 活援助事業」の継続実施	○
	施設退所後の円滑で安定した就労 や社会生活に向けた支援	施設や里親等が、アドミッションケア から、インケア、リービングケア、ア フターケアまで一貫した支援を行える ことを目的とした支援	○

	施設における食事提供と施設職員の資質向上を図り、食を通じた子どもの健全育成に関する研修の実施	○
	自立後の生活モデルや心の支えを図るため、既に自立した人たちとの出会いや、子ども同士の意見交換の機会の創出、相互に支援を行う活動のバックアップ	○

第二次計画の取組目標 (平成27年度から平成31年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標(平成31年度末)		
家庭支援・ 地域支援の 充実	社会的養護に対する市町村、子育て関係機関、府民等の認知度の向上	広報啓発や研修等を通じた社会的養護についての理解の促進	○
	市町村の家庭支援機能の強化に向けた市町村支援	市町村の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の専門性、機能の向上に向けた「大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」の実施や「大阪府市町村児童家庭相談援助指針(相談担当者のためのガイドライン)」の改訂・提供	○
		子ども家庭センターにおける、要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議等を通じた、市町村のアセスメント機能や連携の質の向上	○
		市町村の相談対応力の強化や大阪府との連携強化のため、子ども家庭センターにおける市町村職員受入れ研修の実施	○
	家族、施設、里親、子ども家庭センターの協働による家族再統合に向けた取組みの推進	暴力や暴言を伴う保護者の施設への不満や無理な引き取り要求、または子どもに対する無関心など、対応困難な事例に対して、入所前後の援助から、入所中の援助、家庭復帰に向けた援助の各過程において、個々の子どもと保護者の課題について、アクションプランを通じた家族再統合支援の実施	○

	子どものリービングケアと、子どもを受け入れるための保護者への支援	家族再統合支援事業として、虐待等を理由として施設に入所している子ども等の保護者に対する養育力をはぐくむ支援プログラムの実施	○
		要保護児童対策地域協議会構成機関との連携・協働による多面的な家庭支援を通じた円滑な家庭復帰の促進	○

<子どもの権利擁護に関する取組目標と具体的取組み>

第二次計画の取組目標 (平成 27 年度から平成 31 年度)		計画に掲げた具体的取組	次期計画 方針
項目	目標 (平成 31 年度末)		
子どもの権利擁護	子どもの年齢に応じた自己決定の尊重による、子ども自らの主体的な権利行使に向けた取組み	子どもが意見を表明するための意見箱のより効果的な運用と、施設等から入所児童に対する権利ノートの内容や利用方法についての定期的な説明の促進	○
		子ども家庭センターによる年1回の施設訪問調査や、児童福祉司や児童心理司による児童面接の実施を通じた、子ども自身からの相談への対応	○
	社会的養護における子どもが、自らの育ちの過程をいつでも振り返ることができるよう、施設と子どもが共有できる養育記録の整備に向けた支援	○	
	子どもに対する面談やアンケート等を通じて第三者委員が子どもの意見を確実に把握できるなど、効果的な活動にむけた支援	○	
	問題の解決だけでなく、子どもの権利回復、再発防止に向けた生活の質の向上、子ども間・職員間の人間関係や組織対応力の向上など、施設支援全体の向上につながる取組みの検討	○	
	施設等に対する年1回以上の研修を通じた権利擁護への理解促進	○	
	援助者が入所児童へ権利擁護の仕組みを説明する機会を設けるよう促すなど、未然防止のための取組みの実施	○	
	施設・里親等の日常的な権利擁護機能の構築に向けた施設等への支援		

	<p>すべての被措置児童等の権利が守られるよう、関係機関との連携強化に向けた取組み</p>	<p>すべての被措置児童等の権利が守られるよう、関係機関との連携強化に向けた取組みの実施</p>	<p>○</p>
--	---	--	----------